

納税に 期限があります 守ります

5月は市税完納強調月間！

5月は「市税完納強調月間」です。平成17年度分の市税に未納があるかたは、5月中に納付するようお願いします。

市税の納付には、簡単・便利な口座振替をご利用ください。

市県民税・固定資産税・軽自動車税は...納税課tel(866)2059

国民健康保険税は...国保年金課tel(866)2189

今月納期の市税

- ▶ 固定資産税 第1期
- ▶ 軽自動車税 全期

納期限は5月31日(水)。
お忘れなく。

休日でも納付できます！

土・日曜日に納税窓口を開設します

5月13日(土)から28日(日)までの土曜日、日曜日にも市税の納付窓口を開設します。

納税課で、市県民税、固定資産税、軽自動車税などの納付を受け付けるほか、納税相談にも応じますので、どうぞご利用ください。お越しの際は守衛室側入口からお入りください。



開設日 5月13日(土)・14日(日)
5月20日(土)・21日(日)
5月27日(土)・28日(日)

開設時間 午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ 納税課tel(866)2058



おしえて！
ゼイクッズ

土地にかかる固定資産税 ～「評価額」を探ってみよう

道路ごとに値段が付いているんだ

土地にかかる固定資産税は、その土地の「評価額」が算定の基礎になるんだ。そしてその評価額の決め方にもっとも影響するのが「路線価」。「路線」は道路のことだけど、道路そのものの値段ではなく、その道路に面した土地の1㎡あたりの金額なんだ。

実は路線価には2種類あって、ひとつは、相続税の計算に使う路線価で国税局が決めるもの、もうひとつは、固定資産税の計算に使う路線価で市が決めるもの。たぶんみなさんがよく目にしているのは、国税局が決める方じゃないかな。ほら、

ゼイクッズへの質問を待ってます！
市民税課税制担当tel(866)2054
Eメール ro-fnct@city.akita.akita.jp

年に1回新聞やテレビに出るじゃない？「銀座の前は、20年連続1位です」とか…。この2つの路線価はどちらも国土交通省が示す地価公示価格が土台になっているんだけど、国税局の方は地価公示価格の約8割を目安に、固定資産税の方は約7割を目安に、それぞれ決めているんだ。地価公示価格は、まだ下がり続けているみたい。だけど、その下落幅は小さくなってきているようだよ。

わたしの家の路線価はいくら？

市が決めた路線価は資産税課で公開しているから、自分の家の土地の路線価を知りたくなったら来てみてね。地区ごとの大きな地図があって、道路ごとに値段が書いてあるよ。土地の奥行、間口、形状などによって細かい調整があるんだけど、この路線価に土地の面積をかけたものが、土地にかかる固定資産税を決める基準となる「評価額」になるんだ。

児童手当 対象者を拡大!

小学6年生まで対象年齢を拡大 所得制限を緩和

新しい
受給
資格

平成6年4月2日以降に生まれたお子さんを養育している生計の主体者で、右記の所得限度額を下回っているかた。

新規・増額の手続きは9月29日(金)まで

児童手当の支給対象が「小学3年生まで」から「小学6年生(12歳到達後最初の年度末)まで」のお子さんに拡大され、所得限度額も引き上げられました。

新たに対象となるかたは、9月29日(金)までに手続きをしてください。認定されると、平成18年4月分から、さかのぼって支給されます。

現在児童手当を受給していて、ほかに小学5・6年生(平成6年4月2日から8年4月1日生まれ)のお子さんを養育しているかたも、手続きをすると、平成18年4月分から増額になります。なお、これまで支給されていた小学4年生(平成8年4月2日から9年4月1日生まれ)のお子さんについては、引き続き受給できますので手続きは必要ありません。

法律上は、9月30日までとなっていますが、土曜日にあたるため、29日(金)で受け付けを完了します。なお、9月29日を過ぎても申請はできますが、申請した翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。

* 公務員(郵政公社職員・国立大学などの職員は除く)のかたは、勤務先に申請してください。

* お子さんが秋田市にお住まいでも、単身赴任などで申請者の住所地が秋田市外の場合は、住所地の市町村役場に申請してください。

新しい 所得限度額



厚生年金・共済組合などの加入者
国民年金の加入者
年金に加入していないかた

ご自分の所得は、平成16・17年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や「扶養人数」、平成16・17年分の確定申告書などを参考にしてください。

扶養親族等の数	所得限度額	所得限度額
0人	468万円	540万円
1人	506万円	578万円
2人	544万円	616万円
3人	582万円	654万円
4人	620万円	692万円
5人	658万円	730万円

平成18年4・5月分は平成16年中の所得で、6月分以降は平成17年中の所得で審査します。

限度額には、社会保険料相当額(8万円)を加算しています。また、申請者に医療費控除などがあると、所得額から控除される場合があります。

受付期間

9月29日(金)までの平日、午前8時30分～午後5時15分(市民サービスセンターは午前9時～)

受付場所

市民課5番窓口、土崎・新屋支所、市民サービスセンター(アルヴェ1階)、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所

手続きに必要なもの

新規の申請▶ 印鑑 申請者名義の金融機関の口座番号(市内の本・支店のもの。郵便局は除く) 申請者の健康保険者証のコピー(厚生年金などに加入しているかたのみ) 増額の申請▶ 印鑑

問い合わせ 市民課総務担当tel(866)2072



ファミリー・サポート・センター 協力会員を募集

ファミリー・サポート・センターは、急な用事や仕事などのとき、お子さんを預かってほしいかた(利用会員)に、預かってくれるかた(協力会員)を紹介する制度です。

協力会員になって、あなたの子育て経験や空いた時間を活かしてみませんか。会員になるための研修を下記のとおり行います。受講・登録は無料です。

協力会員
研修会 5月11日(木)午前10時～午後4時
アルヴェ4階洋室C

申し込み 秋田市ファミリー・サポート・センターtel(887)5336

夜間休日 応急診療所へ



千秋久保田町の成人病医療センター1階

夜間 診療時間▶ 19:30～22:30
診療科目▶ 小児科、耳鼻咽喉科

休・祝日
年末年始 診療時間▶ 9:30～15:30
診療科目▶ 小児科

上記の診療時間・科目以外の受診は、市立秋田総合病院、秋田組合総合病院、秋田赤十字総合病院、中通総合病院へどうぞ。

5月の連休の診療予定

診療科目	診療時間	1日(月)	2日(火)	3日(水)	4日(木)	5日(金)	6日(土)	7日(日)
小児科	9:30～15:30	休	休	○	○	○	休	○
	19:30～22:30	○	○	○	○	○	○	○
耳鼻咽喉科	19:30～22:30	○	○	○	○	○	○	○

問い合わせ 夜間休日応急診療所tel(832)3333
市保健所保健予防課tel(883)1172